メンバー's コラム

コロナふたたび

ご挨拶の本文でも述べましたが、昨年は二度目のコロナ発症となりました。

しかも、翌日に長崎・五島列島への旅を控えた前日に!プライベートな旅行とは言え、東京三弁護士会、大阪、愛知を合わせ五つの弁護士会の2015年度役員で例年行う旅行会。コロナ禍で中断していましたが、4年ぶりの再開。担当幹事会の一員としてホスト役を!と張り切っていただけに、悔しさが募りました。

そんな顔つきを察したのか、医師は、「学校関係者でなければ5類なので特に制限はありません。どうしても行きたければ十分体調管理の上で!」とのこと。しかし、前回と異なり、インフルエンザのような症状。発熱に咳、節々の痛みを抱えながら、17人載りくらいの小型機で、他の弁護士に感染させたりしては大変!また、船で下五島の島々を巡るのは体力的に無理!やむなく断念。またもや、行く手を阻まれてしまいました。

「またもや」というのは、1回目の発症は、2022年、所属会派の90周年記念式典の式典部会長を拝命しながら、その約10日前にダウン。当時は感染症法上2類であったため、行動制限となり式典もウェブ越しで参加という羽目となりました。再び、大役を果たせず!NHK朝ドラ「虎に翼」のヒロインの最初の夫役の優三さんのように、いざと言う時、お腹が痛くなるキャラにいたく同調です。

結局、前日に、キャンセルの連絡を入れ、唸りながら一日中横臥して快復を待ちました。翌朝には少し熱も下がったので、やることもなく、悔しさ紛れに、旅行先の下五島の旅を、YouTubeで。結構、たくさんあることにビックリ。TVの旅番組を凌駕する美しいものもあれば、同年代の夫婦がGoProカメラ片手に素人作りのものあり、様々な趣で、多角的に観光地を眺めることができました。暇も手伝い、ちょっと上五島までYouTube観光。気がつけば、次々とハシゴを重ね、対馬、壱岐、隠岐までと、すっかり離島巡りに嵌まってしまいました。

とはいえ、今回の旅は潜伏キリシタンの世界遺産めぐり。旅行前には仲間内で、スコセッシ監督の映画「沈黙」の話から原作の遠藤周作「沈黙」まで話が及び、続きは、ぜひ旅行先で!と約束したものの、果たせず仕舞い。これも悔しいので小説「沈黙」を再読。高校時代に課題図書として読まされた想い出はあるものの、当時は、拷問の酷さや役人の非業さばかりに目が行ったこの小説。半世紀近くを経ての再読では、当時の読み込みの浅薄さに恥じるばかり。そこで、さらに、氏の初期エッセイ集「ころび切支丹」まで読み進み、「沈黙」が作られるまでの経過を垣間見、この作品の素晴らしさに感動あらた!本は年を重ねてから再読せよと言われますが、何か、著者と対話ができたような感激を得ました。

世界中を震撼させたコロナ禍。「再び」は決してないことを祈ります。が、終息に向かう中のこの度の私の「再び」は、決して、悪い時間ではない、時を得ました。(森徹)

知っていますか? 一法律コラム一

家族法制の改正

令和6年5月17日、改正家族法が成立しました。

今回の改正は、父母の離婚後の子の養育に関する点を中心に民法等の規定を見直すもので、具体的には、①子の養育に対する親の責務等に関する規定の新設、②親権、③養育費、④親子交流、⑤養子縁組、⑥財産分与に関する規定の改正がありました。いずれも実務に影響のある重要な改正ですが、今回は⑤を除き、概括的なご紹介をしたいと思います。

まず、「父母が子の心身の健全な発達を図るための、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度を配慮してその子を養育しなければならないこと」、「父母の養育の義務の程度が、生活保持義務(子が自己と同程度の水準の生活を保持することができるよう扶養する義務)であること」、「父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない」ことを明確化しました(新民法817条の12)。

そして、親権に関しては、離婚後の子の親権者を、父母の共同親権とすることを可能にしたことが注目されます(新民法819条)。これは「子の利益を確保するためには、父母双方が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが望ましい」との考えに基づくものです。その上で、裁判所が、親権者を定める際に考慮すべき要素と、父母の一方を親権者と定めなければならない場合を規定しています。これらの詳細については別の機会に譲るとして、裁判所が父母の双方を親権者とすることができる場合を父母の合意がある場合に限定していない点は注目されます。

その他、親権者の定めについて協議が整っていない場合でも、親権者の指定を求める家事審判・調停が申し立てられていれば、協議離婚が可能とされたこと(新民法765条)、親権の共同行使が必要な父母の婚姻中であっても親権の単独行使が許容される範囲を明確化したこと(新民法824条の2)、父母の離婚後に子の監護の分掌(分担)の定めをすることができるようにしたこと(新民法766条1項)や、子の監護者の定めがされた場合の権利義務を明確化する(新民法824条の3)などの改正がなされました。

養育費についても、重要な改正がされています。父母の協議や家庭裁判所での取り決めがなされる前であっても、離婚時から一定額の養育費を請求することができるという「法定養育費」の制度が新設されました(新民法766条の3)。また、養育費などの子の監護の費用に先取特権を認め(新民法306条)、債務名義がなくても、強制執行をすることを可能にするなどの改正がなされました。

親子交流についても、父母の別居後や離婚後も親子交流が安全・安心・適切に実現されるように、父母の婚姻中の親子交流に関する明文の規定を設け(新民法817条の13)、親子交流の試行的実施に関する規定を整備しました(新家事事件手続法152条の3)。父母以外の親族と子との交流の規定も新たに設けられました(新民法766条の2)。

財産分与については、家庭裁判所が考慮すべき要素を明示するとともに、行使期間を2年から5年に伸長するという改正がなされました(新民法768条)。

以上の改正は、一部の規定を除き、令和6年5月24日の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

このようにざっと見ても、重要な改正がなされていることに気づかれると思います。当事務所としても、しっかりとフォローしていきたいと思います。(後藤啓)

事務所概要

◎主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まず事前に電話にてご予約下さい。

■会社の顧問■　契約書の作成・チェック、労働基準法、事業承継、株主総会、クレーム対応、顧問業務

■個人の顧問■　賃貸借・不動産、相続、遺言書、家族信託、遺産分割、遺言執行、成年後見

■夫婦・親子■　離婚、DV、親権

■不動産■　借地・借家契約、賃料不払い、建物明け渡し訴訟、不動産取引、マンション問題

■債権・債務■　破産、民事再生、保証債務、過払い金返還請求

■その他事業■　消費者被害、交通事故、医療過誤、犯罪被害者、名誉毀損など

■刑事■　刑事弁護(少年事件含む)、告訴・告発、犯罪被害者支援など

◎所在地

〒105-0003　東京都港区西新橋2丁目19番1号　弁護士ビル2号館609号

TEL:03-3434-8533　FAX:03-3434-8299

◎ホームページ

https://tokyo-hanamizukilaw.jp/

◎営業時間

月～金／AM 9:30～PM6:00(夜間及び土日は応相談)

◎地図

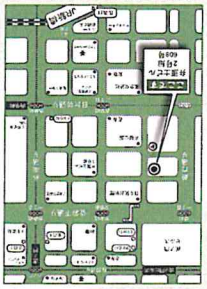

●銀座線虎ノ門駅(出口)　徒歩9分
●日比谷線虎ノ門ヒルズ駅　徒歩7分
●都営三田線内幸町駅(出口)A3　徒歩10分
●JR新橋駅　烏森口　徒歩13分

おけまして
ちゅうもうでいます。

お付きのそうでございます。

昨年を迎え、世情にはまた多くの課題や心が投的山ります。

2024年に起訴の中旋的自来年もして、「変化をもたらす二つの人生を選挙を学ばせることができるかを思います。

二挨拶

まず は、10月27日に行われた日本の憲法記念日、総書籍業界人を(舞多31年ぶりに少子高齢率減を掲る新規法を)、政治書籍業界人を(舞多ました。投票率が低下する中で高齢者の「変化」にとって人々の関心があこれまで以上に高まっていると今、人々が期待する少数政治が行われるのか、はたまたその期待が実現に繋がってしまうのか、2025年は日本の民主主義にとって正念場の年になるでしょう。

また、11月3日に行われるアメリカ大統領選挙。

世界中が今この結果に注目しました。二週目の大統領を務めるトランプ氏は、世界の政治・経済に大きな「変化」をもたらすことが予想されています。その変化が、世の中に何を巻き込む金融・経済を動かすかは、いまの世界を、より平和に向かわせるものであることを願うばかりです。

法律も、最今社会情勢を受けて常に変化することが求められています。私たちは、これらの変化に対応する為の常に最新の情報を提供し、皆様に効率をアピールできればと考えております。

最後に、2025年が皆様にとって実り多い一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年1月1日

はなみず法律事務所　所員一同

ハナミズキ(伊豆)

はなみず法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2025年～

新年のご挨拶

弁護士
森　徹

Again!?

穏やかに、そして、新たな決意を胸に、新年をお迎えのことと思います。

旧年中は大変お世話になりました。

昨年は、またか! またもや! と感じる年であったように思います。

私ごとながら、昨年は二度目のコロナに罹ってしまいました(この点はコラムで!)。「またもや!」といえば、アメリカ大統領選。「もしトラ」が「またトラ」に! 大統領返り咲きは132年ぶりとのこと。そして、またもやガラスの天井は破られませんでした。いずれにせよ、今後の世界の行く末が心配です。日本でも、15年ぶりの自公過半数割れ。少数与党では、その政策推進力が危ぶまれます。物価高、人手不足への対策は待ったなし! 早急な対応が望まれます。スポーツ界では「またトラ」はならず、下刻上再び。セ・リーグ3位から日本一に輝いた横浜DNA。2010年のロッテに続き「またもや!」。リーグ優勝は何なのか! CSは不要! の議論が再燃しています。

Againと言えば「再度」という意味ですが、語尾を揚げると、否定的な感じを受けます。語源は古英語の前置詞ongean「向かって;逆に、反対に、~に反して;交換で」にあるとのこと。againstなどの言葉からも肯けるところです。

しかし、現在では、否定的でも肯定的でもなく、両方に使える語。

あの頃よもう一度! あの栄光よもう一度! トランプのMAGAは、このような意味で使われたわけですが、その言葉どおり、アメリカが世界に範たるリーダーとして、Greatとなるならば大歓迎です。が、一国の利益だけに執着し、他国を顧みない"Great"はごめんです。

二度あることは三度ある。おめたいことは何度あっても良いものですが、過去のような戦禍が再び世界を覆うことのないよう、この一年は重要な年となるように思います。

新年を戦火の中で迎えた人たちもいます。一日も早く彼らの地に平和が戻ることを願います。「Again!」と叫び、この一年のNew Year Resolutionとします。

今年もよろしくお願い致します。

弁護士
後藤　啓

仙台旅行

昨年の秋に、武蔵野調停協会の旅行で宮城県の秋保温泉と松原に行ってきました。

秋保温泉は仙台から車で1時間もかからない場所にあり、第29代欽明天皇が湯浴みしたとされる歴史ある名湯だそうです。塩分を含む無色透明・無味無臭の温泉で、じっくりと体を温めることができました。温泉街から少し離れたところに秋保大滝という滝があって、高さもあり、姿かたちも良く、観光客も多く来ていました。温泉街の近くには、磊々峡という渓谷があって、名取川が両岸を削り取り、一枚岩の絶壁を作って、とてつもない巨岩が転がっているという、あまり見たことのないような景色を見ることが出来ました。

翌日の松原は、言わずと知れた名勝で、観光船に乗って、約1時間の島巡りをしました。当日は快晴だったこともあり、景色は最高でした。たくさんある小島に、それぞれ名前や謂れがあり、昔の人の想像力にも感心しました。また、観光船の人から松島の松は人が植えたものだと聞いて驚きました。

松島の港のすぐ近くに瑞巌寺という国宝・重要文化財に指定されたお寺があり、美しい絵画や彫刻が施され、庭園もあり、宝物館の展示も充実していて見どころの多いお勧めの観光スポットだと思いました。参道には、洞窟遺跡もあって、これも不思議な景観でした。瑞巌寺周辺は紅葉がとてもきれいで、素晴らしい旅の締めくくりになりました。

事務局

新潟へ(旅ラン)

10月、新潟シティマラソンに参加しました。前日は大会提供の新潟駅周辺の銭湯の無料券を使い、地元の銭湯を堪能しました。当日は快晴で海沿いのコースからは佐渡島が大きく見えましたが、走るには気温が高かったです。走り終わって特急で小一時間ほどの瀬波温泉に移動し宿泊しました。お風呂で同じマラソン大会を走ってきたという地元の方から、「ここまで足を延ばしてくれてありがとう。」と声を掛けられ、次はどこを走るとか情報交換などをして話が弾みました。いくつかのお風呂巡りをしたり、温泉卵を作りに行ったり、海岸を散歩したり、日本酒は詳しくないですが地元の「〆張鶴」をいただきました。翌日は村上城跡を散策し城下町で名産の塩引き鮭の干場を見て回り、さらに電車で移動し「笹川流れ」と呼ばれる遊覧船にのりました。日本海の荒波の浸食によりできた奇岩、岩礁や洞窟など、変化に富んだ風景を眺めながら、カメモに餌やり体験もし、疲労したからだで俊敏に歩けませんでしたが、それなりに遊びつくして帰ってきました。

弁護士
西岡　弘之

本は街の書店で

書店に立ち寄った際, 気になる本を一通り確認し終えて, 時間に余裕があるときは, 普段手に取らないタイプの本が並んだ棚にも目を通すようにしています。そこにあるほとんどの本は関心を引くものではないのですが, なんとなく気になる本が目に留まることもあります。ちょっとした好奇心, 冒険心でそのような本を購入してみると, 大半は, 予想通り興味を維持できない内容なのですが, 稀に, 強く惹きつけられる書籍に出会えることがあります。このような出会いをきっかけに, これまで知らなかった分野のことに興味を持ち, 読む書籍のジャンルが広がったり, 今まで慣れ親しんでいなかった作家にのめりこむようになったりといった経験が何度かあります。書店ならではの, 素敵で大切な体験だと思います。

最近は, 私も, ネットで書籍を購入することが増えました。急に必要になった専門書なども, 電車内でも簡単に注文でき, 数日で届くというシステムの利便性の誘惑には抗いきれません。学生のころ, 何軒もの古本屋を巡ってもお目にかかることのできなかった絶版となった希少本の何冊かについてもネットで入手することができました。ここ数年は, 書店よりもネットでの購入の方が多くなってきました。しかし, ネットは, 思いがけない本との突然の出会いの場は提供してくれません。

というわけで, 書店を見かけるとできるだけ立ち寄るようにしていますし, 月に数冊は, 街の書店で本を買うことにしています。

弁護士
北村　聡子

虎に翼

法曹関係者の間で非常に評判の高かったNHK朝ドラ「虎に翼」。私もはまってしまった一人です。

1940年に日本初の女性弁護士、後に裁判官になった三淵嘉子さんをモデルとしたこのドラマ。社会で活躍する女性を主人公に据えながらも、単純に女性の社会進出を是とするのではなく、その女性が社会で評価される程、家族をないがしろにしてしまう姿や、専業主婦として家族を支えたいと思う女性の存在意義とそれに対する周囲のリスペクトのなさ、当然に一家の大黒柱であることを求められる男性の苦悩など、ジェンダー問題を多面的に描いている点が好印象でした。また、離婚に際して子どもの親権を押しつけ合う父母(ネグレクト)を扱った際には、「子ども家庭庁」設立時の議論を想起させる問題提起がさりげなく盛り込まれていたりと、脚本家のアンテナの広さには脱帽でした。

それ以外にも、障がい者、性的少数者、民族的少数者への差別や、非行少年への処遇のあり方、尊属殺裁判、原爆裁判など、朝から見るには重過ぎでは?と思うような社会問題がこれでもかというほど盛り込まれていましたが、主人公演じる伊藤沙梨さんの軽妙で自然体の演技と、吉田恵里香さんの人間愛あふれる脚本により、最後まで楽しみに見続けることができました。

登場人物の名言を集めた本も出版され、見るとアマゾンで4.6の高評価! うなずけます。

事務局

富士登山

家で物干し竿化し、年季の入った金剛杖を見る度に、小学生の頃に家族で参加した富士登山弾丸ツアーを思い出します。夜遅くから我先にと山頂を目指したものの、高山病で八合目であえなくダウン。運よく空いていた山小屋で、ご来光もみずに爆睡。集合時間を気にして、大砂走ルートを転がるように下山しました。

ふと見たTVに、最高齢で富士山頂に立つ御年98歳の女性が! なんと90歳になってから毎年の登頂を人生の励みにしているとのこと。触発されたわけではありませんが、昨年リベンジ登山を決行しました。昼過ぎから登り始め、八合目の山小屋で早めの夕飯と数時間の仮眠休憩。殆ど寝ずに夜中から山頂へ登頂再開。お鉢巡りをしながら3776mの剣ヶ峰で無事にご来光を拝みました。登りは岩場が急で何度も足がすくみ、下山は砂利道に何度も足をとられ足の指先が痛くて大変でしたが、天候にも恵まれ、大満足な大人の夏休みとなりました。